

- (三) 臨時休業ノ日給支給セラレタシ
- (四) 退職手當ヲ定メラレタシ
- (五) 公休日々給支給セラレタシ
- (六) 労働時間ヲ十一時間トシテ晝一時間ハ右三時及前十時ニ三十分間ノ休憩時間ヲ與ヘラレタシ
- (七) 金「ジヨウゴ」装置セラレタシ
- (八) 六月一日ヨリ九月三十日迄ハ氷支給セラレタシ
- (九) 食事改善セラレタシ
- (十) 浴場改善セラレタシ
- (十一) 更衣所新設セラレタシ
- (十二) 工場職工便所(専用)設置セラレタシ
- (十三) 就業中従業員ノ人格ヲ尊重セラレタシ

(四) 健康保険ニ加入セシメラレタシ
 昭和五年四月三日
 従業員 一同

丸三硝子工場主殿
 従業員中瀧瀬原次郎齋藤吉治木村初雄等ハ這般來ヨリ組合組織ヲ企圖シ勞農党江東支部執行委員所一
 郎ニ諮リ策動シ前記嘆願事項ヲ作製シ之ヲ提出セル
 カ職工中鮮人八名ハ工場主ニ同情シ前記ノ者等ト行
 動ヲ共ニセサルカ右嘆願ニ對シ次記ノ如ク回答セリ

七、回答状況

前記嘆願書ヲ接受シタル工場主ハ関係者ト協議ノ結果

(一)ヨリ(六)ノ各項ハ再考